下市田保育園改修計画 保護者説明会 次第
日 時 令和4年8月25日(木)
①15:00~ ②19:00~
場所下市田保育園遊戲室
1、開会
2、町長あいさつ
3、協議事項
(1) 町内保育園建設(全体)検討経緯について
(2) 下市田保育園改修計画について
(3) 保護者会からの意見書について
上記により考えられる課題などに関する意見交換
4、その他

5、閉会

(1) 町内保育園建設(全体)検討経緯

	内 容
	【以下、全体の計画について】
H31.3	「子ども・子育て会議」での検討 方向性として ◆老朽化している吉田保育園とみつば保育園を先に建て替える ◆子どもの減少を踏まえ、町内 5 園の保育園を 4 園に集約していく
H31.07	下記のとおり方向性を決定 ◆吉田河原保育園(白百合福祉会)が吉田地域全体を包括した保育園を担う ◆みつば保育園の民営化、下市田・山吹両園の順次改修
R3.03~05	(仮称) 新みつば保育園の運営を社会福祉法人萱垣会に、建設場所を広域農道 (牛牧地籍) に決定
R4.04.01	認定こども園「ぱどま」(白百合福祉会)開園
R5.04.01	(仮称)新みつば保育園(社会福祉法人萱垣会)開園予定

(2) 下市田保育園改修計画について

①下市田保育園の改修検討経緯

	内 容
R4.05~07	子ども・子育て会議で下市田保育園の改修等について検討
	検討内容…公立保育園の定員について、下市田保育園の改修について
R4.07	子ども・子育て会議の検討結果として、一定条件のもと現地改修実施を町長に
	提案
R4.07.20	保護者会役員の皆さんと意見交換
R4.08.25~09	保護者説明・意見交換
R4.09~	基本設計に向けた検討、基本設計着手(予定)
R5∼	改修工事着手(予定)

- ②改修を進める理由・状況について
- ・子どもの人口減少、未満児入園需要に対応した園舎改修を行う
- ・老朽化が進んでいるため整備を行う(子どもの居場所づくり)
- ・現在の基準に対応した給食室の改修を行う
- ※現在の下市田保育園の場所が南小や下市田学校に近く、保育を行うのに立地条件が良い。町としては、現地での大規模改修を進めたい。

③現地改修に関しての課題について

ただし、土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) の場合、建物に関する規制はなく、 避難計画に基づく避難訓練を行うことなどが求められている。特に事前の兆候が見 られる地すべりに対しては、事前の避難を確実に行うことが必要と考える。

(…別紙資料 1)

「子ども・子育て会議」において、保護者の理解を得ることと確実に事前避難が できる体制を整えておくことを条件に、検討結果として提案いただいた。

(…別紙資料 2)

④改修内容について

- ・建物の躯体をいかした大規模改修(耐震については必要に応じて補強)
- ・現定員 120 名(現入園者 94) を今後の人口減少も踏まえ、80~90 名程度に減員し、それに対応した園舎改修
- ・給食室を現在の基準に合わせて改修

⑤園舎改修中の保育について

- ・閉園した(する)吉田保育園(またはみつば保育園)を移動先園舎として利用
- ・通園バスを下市田区民会館前~移動先保育園で運行予定(便数・時間帯は検討)

⑥現在想定されるスケジュールについて

改修期間(別園舎での保育)※6~8ヶ月程度を想定

案①R5.04~R5.10 頃

案2R5.08(夏休み明け)~R6.03 (卒園式は新園舎にて)

案③R6.04~R6.10 頃

※R4.9 月以降基本設計に着手し、上記改修実施前までに実施設計を完了する。

⑦その他

園児の過ごしやすさ、保育のしやすさ等安全面に配慮し、保護者・園児の視点、 保育士の視点等取り入れ、保育環境を整えます。

(3) 保護者会からの意見書について

(…別紙資料3)

保護者会長をはじめ役員の皆さまが事前にアンケートを実施いただきました。ご協力い ただきありがとうございます。意見書について、ご回答させていただきます。

● 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害防止法(土砂災害防止対策推進法 [土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律])は対策工事だけでなく、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進することで、住民などの生命や身体を土砂災害から守るため制定されました。この「土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らか」にしたものが、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域で、土砂災害(地すべり)によって被害を受ける土地対策のための区域というところに違いがあります。

·土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、 危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

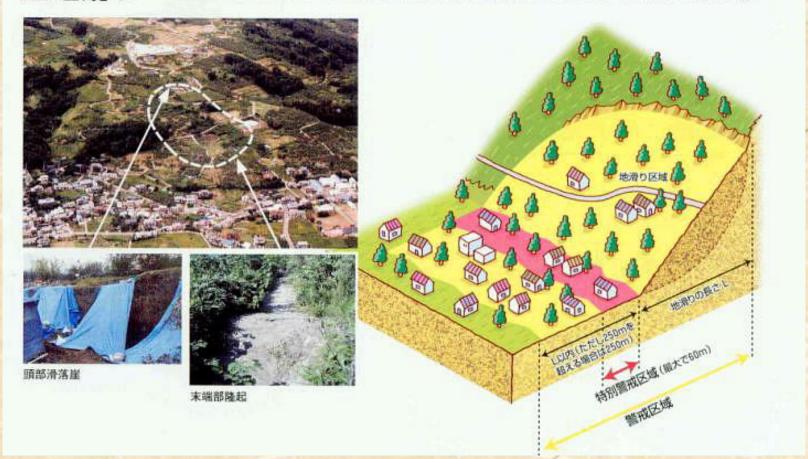
○第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

·土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

○第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には**建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる**おそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。)を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定することができる。

■地滑り ※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



【土砂災害警戒区域】(イエローゾーン)

- イ 地滑り区域(地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域)
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(最大250m)の範囲内の区域

【土砂災害特別警戒区域】(レッドゾーン)

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、力が作用したときから30分間が経過したときにおいて、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域(地滑り区域の下端から最大で60mの範囲内の区域)

令和4年7月7日

高森町長 壬生 照玄 様

高森町子ども・子育て会議 会長 湯澤 正農夫

高森町子ども・子育て会議の検討結果について

当会議における検討結果に基づき、下記のとおり提案いたします。

記

1 下市田保育園・山吹保育園について

下市田保育園・山吹保育園については、認定こども園ぱどまと新みつば保育園(仮称)の位置、定員(予定)及び今後の子ども人口予測から、定員を減員しつつ、公立園として維持することとする。

2 下市田保育園の改修計画について

現地での大規模改修計画を進める。ただし、下記の条件のもと進めることとする。

- ①保護者への説明、意見徴取、理解を得ること。
- ②園庭の一部が、ハザードマップのイエローゾーン(土砂災害警戒区域)となっているため、町の防災計画に基づいて、避難計画(マニュアル等)を再確認するとともに、定められた避難訓練を定期的に実施し、有事に事前避難できるように備えておくこと。

R4.08.25

保護者会からの意見書 回答

(各家庭より)

安全対策について

- ・(工事中・後に危険個所が発生する事で)子供たちの安全面に不利益がない様にしてほしい。
- ≫事故・ケガが心配、安全安心の確保を第一に進めて頂きたい。
- ・(現在の園舎で工事中の保育継続をする場合も含め)安全対策をしっかりとして欲しい。

(回答)

安全対策については、設計段階からはもちろん工事業者と打合せのうえ、安全に十分留意して進めます。

保育内容の維持について

- ・本来できるはずの行事や遊びが出来なくなる事は避けてほしい。
- ≫年長クラスが従来通りの経験や思い出作りが出来るようにしてほしい。
- ≫コロナ禍という事で通常より制限がされている中で、工事要因により機会が失われない様にしてほ しい。

(回答)

改修工事が原因で行事や遊び、経験や思い出作りがなくなる(できない)ことのないよう保育を実施していきます。

保育環境の維持について

・(改修中・後)保育スペースが今よりも減る場合は、密にならない様に1部屋当たりの人数を適正に保ってほしい。

(回答)

移転先園舎(吉田保育園またはみつば保育園)、新園舎ともに適正なスペースを確保します。

工事期間中の登園環境について

- ・(改修中に現園舎で保育継続の場合)工事車両により駐車スペースが狭くならない様にしてほしい。
- ≫別園舎での保育継続の場合、現園舎と同等の広さの駐車場が無いと送迎が混雑する。
- ・(工事中) 別施設で保育がされる場合には下市田保育園に近い場所を希望。
- ・(別場所の) 仮園舎で保育継続の場合、仕事の兼ね合いもあり通園時間や距離が気になる。

(回答)

工事中は移転先園舎(吉田保育園またはみつば保育園)で保育を実施いたします。希望者には、区民会館前からの通園バスの運行を予定しています。運行時間・乗車人数・乗車年齢等については今後相談させていただきますが、延長保育等の場合は送迎等をお願いする場合もあります。

(保護者会より)

一、改修説明が実施前年となった点について

8 月中旬を迎え年度の残期間が6 ヶ月の状況となっている。実施決定及び案内通知時期が町の計画に基づくものであることは理解する一方で、保育現場への影響をどの程度見込んでいるのかを確認したい。各家庭では環境の変化が子どもに与える影響を非常に懸念しており、町が代替手法を検討する中で園職員等と情報共有を行い、保育環境変化への対応及び各家庭で生じる問題等について対応が可能であると判断した上でこの時期となったのか説明を頂きたい。

(回答)

町全体の保育園改修計画の中での改修となりますが、まずは現地改修での是非を含め、保護者の皆さん のご意見を聞いていく中で、改修開始時期や改修内容を考えてまいります。

一、保育環境の維持について

未満児から3歳以上児の幅広い年齢層の子どもに対し、細かくケアをして頂いている事に保護者として園に全幅の信頼を置いている。その中で保育環境の変化による職員の負担について検討がされているかを確認したい。改修中の保育継続が(現園舎の利用・別園舎の利用の両ケースで)園児規模に対応が可能なものであり、対応する職員の負担増減について検討がされていなければ実質的な保育継続にならないと考える。ハード面の整備に加え、子どもに直に接する職員等のソフト面のケアが検討されているかを確認をしたい。

(回答)

保育士へのご配慮ありがとうございます。 改修については、保育士とも連携し計画を立てていきます。園児の安全確保、充実した保育実施等、保育士として対応をきちんとさせていただきます。移動先園舎(吉田保育園またはみつば保育園)は、多くの職員が勤務経験があり、施設としての利用は問題ないと思います。ただ、今回のケースは町としても初めてのことですので、保育士とも連携し進めていきます。是非、保護者の皆様にもご理解ご協力をお願いいたします。

一、各家庭に対するケアについて

下市田保育園を選定した理由は居住区・(祖父母等の) 親類の支援・通勤圏内で送迎が可能等、 生活環境に密接している。一時的であってもそのバランスが崩れる事により各家庭で負担が 生じる事が予測される。町としての対応策を提示願いたい。

(回答)

下市田保育園をご利用いただいているご家庭には、園舎改修による園舎の異動、環境の変化等で大変ご 迷惑をおかけすることになりますし、またご心配もおありかと思います。今後も、説明会等を丁寧に実 施していきますので、町教育委員会、保育園等へご意見やご要望をお寄せいただき、少しでも各ご家庭 の不安や負担を軽減できるよう努めてまいります。

- ※現時点での回答になります。詳細につきましては、設計・計画が進んでいく段階で、決まり次第、順 次お伝えしてまいります。
- ※今回の説明会での意見交換を受け、次の説明会実施も予定していきます。